魔鑑ーPheromone 魔術　　契約書　全 2 ページ

第1条　　魔鑑ーPheromone 魔術 概要
植田信也（以下「乙」）は、「　　」（以下「甲」）に対し、甲の体臭に対してのサポート業務を通じ助言を行う魔鑑ー Pheromone 魔術を提供するものとする（以下「Pheromone 魔術」という）。

第2条　　報酬
1.　報酬金額：
甲は乙に対して、Pheromone 魔術 の報酬として、27,000 円（税込）を支払う。

2.　報酬の内訳：
報酬金額には以下が含まれるものとする。
・　体臭コンシェルジュ
・　魔術樹脂ボトル 1 種の作成代金

第3条　　機密保持
1．乙が Pheromone 魔術 の遂行上、知り得た甲の個人情報内容その他業務に関連する一切の情報につき、乙は、甲が事前に承諾した者以外の第三者に漏洩してはならない。
2．前項1．は、本契約の終了後も効力を有する。

第4条　　契約期間
本契約の期間は、Pheromone 魔術 当日より開始され、「魔術樹脂ボトル」の納品終了を持って解除されることとする。

第6条　　甲の同意項目
「Pheromone 魔術」を受けるにあたって、甲は、以下１～５項目に同意する。

1．勝手ながら、お父様、お母様、彼氏様、及び、男性の付き添いはお断りします。

2．匂いを嗅がせていただく「体の箇所」
Moon フェロモンを参考に以下、5 箇所を想定しています。

・腕の内側、つまり「ひじの内側」
・耳たぶの裏側と、うなじ部分
・わきの下
・頭皮（はえぎわがベスト）
・手首
※ご無理される必要は、全くありません。
無理な箇所に対してはご自由に、「拒否」してください

3. 匂いを嗅がせていただく時間－1箇所につき、1～2分までを想定しています。

4. 嗅がせていただく際には、体勢的な事情もあり、対面で無く、隣に座らせていただきます。

5. 事前の入浴、シャワーなどはOKですが、香水、その他、体臭がわからなくなるものを付けて来ないでください！サービスが「全くの無意味」になってしまいます！！

第7条　　双方の書面による同意書

上記、「Pheromone 魔術」が、セクシャルハラスメント、性的行為に該当しないことへの、
乙、甲、共のサインによる同意書。

********** 同意書 **********

甲「　　」は、「乙」である植田信也が、甲に対して行う、「Pheromone 魔術」
が、セクシャルハラスメント、性的行為に該当しないことに同意・了解いたします。

住所　〒

電話番号または、E-mail

「乙」 植田信也は、「甲」に対して行う、「Pheromone 魔術」
が、セクシャルハラスメント、性的行為に該当しないことに同意・了解いたします。

住所　〒674-0065　明石市大久保町西島 673-605
電話番号　078-940-9747

シックスセンス　シンデレラ　代表　植田信也

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、
各自1通を保有する。

2019 年　　月　　日